

証券コード：4839
平成27年6月5日

株主の皆さまへ

東京都港区赤坂五丁目2番20号

株式会社WOWOW

代表取締役社長 和 崎 信 哉

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル3階「コスモスホール」
（末尾の株主総会会場へのご案内図をご参照下さい）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第31期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項 第1号議案 取締役13名選任の件
 - 第2号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
 - 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

4. 招集にあたっての決議事項

- (1) 議決権行使書により議決権を重複行使された場合は、最後に行使されたものを株主さまの議決権行使として当社は取扱います。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨とその理由を書面により当社にご通知下さい。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいませようお願い申し上げます。
 - ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（12名）の任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	わ ざき のぶ や 和 崎 信 哉 (昭和19年11月22日)	平成4年6月 日本放送協会 番組制作局生活情報番組部長 平成7年6月 同 衛星放送局（ハイビジョン）部長 平成11年6月 同 総合企画室（デジタル放送推進）局長 平成15年4月 同 理事 平成17年6月 社団法人地上デジタル放送推進協会（現一般社団法人デジタル放送推進協会）専務理事 平成18年6月 当社 代表取締役会長 平成19年4月 一般社団法人デジタル放送推進協会 理事（現任） 平成19年6月 当社 代表取締役社長（現任） 平成22年6月 社団法人衛星放送協会（現一般社団法人衛星放送協会）会長（現任） 【重要な兼職の状況】 一般社団法人衛星放送協会 会長	48,200株
2	はし もと はじめ 橋 本 元 (昭和37年9月25日)	平成15年4月 当社 編成局編成部長兼アナウンスグループリーダー 平成16年6月 当社 編成局長 平成17年6月 当社 取締役放送統括本部編成制作局長 平成18年6月 当社 取締役メディア戦略局長 平成19年6月 当社 取締役経営戦略担当 平成23年6月 当社 常務取締役経営戦略担当（現任）	11,500株
3	さ とう かず ひと 佐 藤 和 仁 (昭和26年12月23日)	平成6年6月 日本放送協会 予算部副部長 平成8年6月 同 放送総局経理副部長 平成9年6月 同 営業総局経理副部長 平成13年6月 同 経理局会計部長 平成14年6月 同 経理局調達部長 平成17年6月 同 経理局予算部長 平成19年6月 当社 取締役I R経理担当 平成23年6月 当社 常務取締役I R経理担当（現任）	6,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式 数
4	やま ざき いち ろう 山 崎 一 郎 (昭和33年2月20日)	平成10年10月 当社 営業局量販営業第三部長 平成13年4月 当社 営業局量販営業部長 平成15年4月 当社 顧客サービス局長 平成18年6月 当社 第一営業局長 平成19年6月 当社 営業企画局長 平成21年7月 当社 マーケティング局長 平成22年6月 当社 取締役マーケティング、営業担 当 平成23年6月 当社 取締役人事総務、コンプライア ンス担当 平成24年6月 当社 取締役人事総務、リスク管理・ コンプライアンス担当 (現任)	3,300株
5	さか た のぶ つね 坂 田 進 恒 (昭和30年12月13日)	平成8年6月 (株)毎日放送 技術局副部長 (音声・映像 担当) 平成10年6月 同社 技術局スタジオデスク 平成13年6月 同社 技術局専任部長 (照明担当) 平成15年6月 同社 技術局チーフテクニカルマネー ジャー (編成・制作・事業担当) 平成18年6月 同社 技術局局次長 (映像・ポストプロ ・CG担当兼経営戦略室) 平成20年6月 同社 技術局制作技術センター長 平成21年5月 同社 制作技術局長 平成25年5月 当社 技術局付顧問 平成25年6月 当社 取締役技術担当 (現任)	800株
6	まき の つとむ 牧 野 力 (昭和31年6月26日)	平成17年6月 日本放送協会 名古屋放送局制作部長 平成19年6月 同 制作局経済・社会情報番組部長 平成21年6月 同 金沢放送局長 平成23年6月 同 審査室長 平成25年3月 当社 編成制作局マネジング・エグゼ クティブ・プロデューサー 平成25年7月 当社 編成局長 平成26年6月 当社 取締役編成、制作、事業担当兼編 成局長 平成26年7月 当社 取締役編成、制作、事業担当 (現 任)	700株
7	おお たか のぶ ゆき 大 高 信 之 (昭和32年5月31日)	平成12年7月 当社 営業局量販西部営業部長 平成13年4月 当社 営業局中部支社長 平成22年7月 当社 営業局プラットフォーム営業部 長 平成23年1月 当社 営業局営業1部長 平成23年8月 当社 経営戦略局担当局長 平成24年7月 当社 経営戦略局長 平成26年6月 当社 取締役マーケティング、営業、デ ジタルコンテンツ担当 平成26年7月 当社 取締役マーケティング、営業担当 (現任)	2,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式 数
※ 8	た な か あきら 田 中 晃 (昭和29年 9 月12日)	平成12年 6 月 日本テレビ放送網(株) (現日本テレビホールディングス(株)) コンテンツ事業推進部長 平成15年 6 月 同社 編成部長 平成16年12月 同社 メディア戦略局次長 平成17年 6 月 (株)スカパー・パーフェクト・コミュニケーションズ (現スカパー J S A T(株)) 執行役員常務 平成20年10月 同社 執行役員専務 平成22年 8 月 (株)スカパー・エンターテインメント 代表取締役社長 平成25年 6 月 (株)スカパー J S A Tホールディングス 取締役 スカパー J S A T(株) 取締役執行役員 専務有料多チャンネル事業部門長 当社 顧問 (現任) 平成27年 6 月	—
9	い い じ ま か ず のぶ 飯 島 一 暢 (昭和22年 1 月 4 日)	平成 7 年 4 月 三菱商事(株) メディア放送事業部長 平成 9 年 5 月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 入社 平成11年 6 月 同社 経営企画局長 平成13年 6 月 同社 執行役員経営企画局長 平成16年 6 月 当社 取締役 (現任) 平成17年 7 月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 上席執行役員総合調整局長 平成18年 6 月 同社 取締役経営企画局長 平成19年 6 月 同社 常務取締役 平成20年10月 (株)フジ・メディア・ホールディングス 常務取締役 平成24年 6 月 (株)サンケイビル 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)サンケイビル 代表取締役社長 社長執行役員 (株)スカパー J S A Tホールディングス 取締役 グリー(株) 取締役 (株)海外需要開拓支援機構 代表取締役会長	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式 数
10	まる やま きみ お 丸 山 公 夫 (昭和29年4月7日)	平成19年7月 日本テレビ放送網(株) (現日本テレビホールディングス(株)) スポーツ局長 平成19年12月 同社 人事局 (現職出向) 読賣テレビ放送(株) 編成局長 平成20年1月 同社 人事局 (現職出向) 読賣テレビ放送(株) 執行役員編成局長 平成22年6月 同社 執行役員営業局長 平成23年6月 同社 取締役執行役員営業局長 平成24年6月 同社 取締役常務執行役員 平成24年10月 同社 常務取締役 (現任) 日本テレビ放送網(株) 取締役常務執行役員 (現任) 平成25年6月 当社 取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 日本テレビホールディングス(株) 常務取締役 日本テレビ放送網(株) 取締役常務執行役員 (株)テレビ金沢 取締役 一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会 代表理事 (株)宮城テレビ放送 取締役	—
11	やま もと とし ひろ 山 本 敏 博 (昭和33年5月31日)	平成13年10月 (株)電通 アカウント・プランニング本部 営業局部長 平成16年1月 同社 アカウント・プランニング本部 営業局次長 平成21年4月 同社 コミュニケーション・デザイン・センター センター長 平成23年4月 同社 執行役員兼コミュニケーション・デザイン・センター センター長兼MCプランニング局長 平成25年6月 当社 取締役 (現任) 平成26年6月 (株)電通 取締役執行役員 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)電通 取締役執行役員 (株)電通デジタル・ホールディングス 取締役 (株)シー・エー・エル 取締役 (株)ビーエスフジ 取締役 (株)インタラクティブ・プログラム・ガイド 取締役 (株)広告EDIセンター 代表取締役社長 (株)ドフ 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式 数
12	ふじ た てつ や 藤 田 徹 也 (昭和32年6月24日)	平成13年7月 (株)東京放送 (現(株)東京放送ホールディングス)技術局プロダクション技術センター制作技術部長 平成14年7月 同社 技術局プロダクション技術センター番組技術部長 平成16年8月 同社 総務局秘書部長 平成20年5月 同社 人事労政局長 平成23年3月 (株)TBSテレビ 取締役人事労政局長 平成23年6月 (株)東京放送ホールディングス 取締役人事労政局長 平成24年4月 同社 取締役 (株)TBSテレビ 取締役 平成26年4月 (株)東京放送ホールディングス 常務取締役 (現任) (株)TBSテレビ 常務取締役 (現任) 平成26年6月 当社 取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)東京放送ホールディングス 常務取締役 (株)TBSテレビ 常務取締役 (株)BS-TBS 取締役 (株)TBSラジオ&コミュニケーションズ 取締役会長 (株)スカパーJ S A Tホールディングス 監査役 (株)スタイリングライフ・ホールディングス 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
13	かん の ひろし 菅 野 寛 (昭和33年11月14日)	昭和58年4月 (株)日建設計 入社 平成3年8月 (株)ボストン・コンサルティング・グル ープ 入社 同社 最終役職 パートナー&マネージ ング・ディレクター 平成20年7月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授(現任) 平成26年6月 当社 取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授 オムロンヘルスケア(株) 取締役 (株)ジャパンディスプレイ 取締役	—

- ※印は、新任候補者であります。
- 取締役候補者の和崎信哉氏は、一般社団法人衛星放送協会会長を兼務しております。当社は同協会との間に出向に係る取引関係があります。
- 取締役候補者の飯島一暢氏は、(株)サンケイビル代表取締役社長社長執行役員及び(株)スカパーJ S A Tホールディングス取締役を兼務しております。(株)サンケイビルは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であります。当社は、(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、放送事業を営む(株)フジテレビジョン及び(株)ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、(株)スカパーJ S A Tホールディングスの子会社であり、放送事業を営むスカパーJ S A T(株)との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。
- 取締役候補者の丸山公夫氏は、放送事業を営む日本テレビ放送網(株)、(株)B S 日本及び(株)シーエス日本の親会社である日本テレビホールディングス(株)常務取締役、日本テレビ放送網(株)取締役常務執行役員並びに放送事業を営む(株)テレビ金沢取締役及び(株)宮城テレビ放送取締役を兼務しております。当社は、日本テレビ放送網(株)、(株)B S 日本及び(株)シーエス日本との間に映像・放送関連の取引関係があります。

5. 取締役候補者の山本敏博氏は、(株)電通取締役執行役員及び放送事業を営む(株)ビーエスフジ取締役を兼務しております。(株)ビーエスフジは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であります。当社は、(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、放送事業を営む(株)フジテレビジョン及び(株)ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、(株)電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。
6. 取締役候補者の藤田徹也氏は、放送事業を営む(株)TBSテレビ、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ及び(株)BS-TBSの親会社である(株)東京放送ホールディングス常務取締役、(株)TBSテレビ常務取締役、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ取締役会長、(株)BS-TBS取締役並びに(株)スカパーJ S A Tホールディングス監査役を兼務しております。(株)東京放送ホールディングスは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主であります。当社は、(株)東京放送ホールディングスの子会社である(株)TBSテレビ及び(株)BS-TBSとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、(株)スカパーJ S A Tホールディングスの子会社であり、放送事業を営むスカパーJ S A T(株)との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。
7. 上記以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 取締役候補者の飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏は、社外取締役候補者であります。
9. 取締役候補者の飯島一暢氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、11年であります。取締役候補者の丸山公夫氏及び山本敏博氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。取締役候補者の藤田徹也氏及び菅野寛氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、1年であります。
10. 社外取締役候補者の飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏及び藤田徹也氏については、同業種あるいは関連業種で培ってきた知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、社外取締役候補者の菅野寛氏については、経営戦略等に関する研究活動によって培ってきた豊富な経験と専門知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
11. 当社と飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏とは会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額となっております。再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
12. 当社は、社外取締役候補者の山本敏博氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
また、社外取締役候補者の菅野寛氏については、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
13. 所有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在のものです。
14. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

第2号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成20年6月24日開催の当社第24回定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額3億60百万円以内」、監査役の報酬額を「年額45百万円以内」とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢及び経営環境の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を「年額4億90百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）」、監査役の報酬額を「年額69百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は12名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は13名（うち社外取締役5名）、監査役は4名となります。

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、平成24年5月15日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下本議案において「原プラン」といいます。）の導入を決定し、原プランは、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。当社は、その後も引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において当社定款第22条第1項に基づき出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記2.に記載の内容の「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下本議案において「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。

原プランからの主な変更点は次のとおりです。

- ・ 大規模買付行為の定義を一部見直しました。
- ・ 独立委員会を設置しました。
- ・ その他所要の変更を行いました。

本議案は、当社定款第22条第1項に基づき、本プランを導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同によるご承認が得られなかった場合には、本プランは導入されないものとし、また、原プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了します。

なお、本プランの導入を決定した取締役会には社外監査役3名を含む監査役全員が出席し、当該監査役全員から本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランの導入について同意を得ております。

本プランの内容は、下記のとおりであります。

記

1. 本プラン導入の目的

当社は、平成3（1991）年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据

え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとすることを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆様に提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

また、かかる基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、当社は、当社を取り巻く中長期的な事業環境の変化を確実にとらえ、価値ある存在感を持った企業であり続けるための方法として、「VISION2020」を掲げています。「VISION2020」は、『エンターテインメント×エンゲージメント』を合言葉に、当社が今まで以上に独創的かつ先駆的な挑戦をつづけ、エンターテインメントの本質を追求すること、そして、当社の会員が、単なる受け手という関係から、会員同士がエンターテインメントへの造詣を深め、会員と当社、そして会員同士の強い結びつきを創造することにより、高感度な人々へ圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供する総合エンターテインメント・メディア企業へと成長することをその内容としております。当社は、この「VISION2020」の実現へ向けて、中期経営計画（2014～2016年度）を定め、2014～2016年の三カ年を「VISION2020」の実現性を高めつつ成長する段階と位置付け、次の3つの領域において成長を目指しています。

- ①集中的成長：「No.1プレミアム・ペイチャンネル」の基礎力強化
収益基盤をより強固に
- ②統合的成長：既存リソースを活用し、「TV&WEB」の具現化
に取り組む
- ③多角的成長：放送局の枠を越え、既存ビジネス周辺領域で収益
源を多様化

また、コーポレート・ガバナンスの充実等に取り組む、もって、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目指してまいりました。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。現実には放送業界において大規模買付行為が強行された事例、及び、その提案が行われた事例もあります。

そして、当社が大規模買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、上記に記載した当社の企業価値の源泉並びに企業価値及び株主の皆様との共同の利益の確保・向上に向けた当社の取り組みを踏まえた当社の企業価値と、大規模買付行為を行う者からの具体的な条件・方法等を踏まえた大規模買付行為の提案の内容とをそれぞれ十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間に適切に行うことは困難であると考えられます。また、その他、大規模買付行為の中には、当社が担う放送事業者としての公共的使命、及び当社が長年にわたり構築してきた株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの信頼関係の重要性等についての認識及び配慮を欠く結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのあるものがあり得ます。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして本プランの導入が必要であると判断しました。

2. 本プランの内容

本プランに定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)の概要は、別紙1のフローチャートに記載のとおりですが、かかるフローチャートは株主の皆様及び投資家の皆様の本プランに対する理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料ですので、詳細については、以下をご参照下さい。

(1) 大規模買付ルールの設定

本プランは、次の①から③までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、株券等所有割合⁵と特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③ 上記①又は②に規定される各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者⁸と当社が発行者である株券等の他の保有者(複数である場合を含みます。以下本③において同じです。)との間に共同保有者⁹に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を形成する行為¹¹(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。)。なお、本③に該当する行為(以下「大規模買付行為③」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとします。

なお、上記にかかわらず、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものは大規模買付行為に該当しないものとします。但し、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものであっても、(i)当社取締役会による賛同の前提となった事実に変動が生じ、又は(ii)当該事実が真実でないことが当社取締役会により認識さ

れた結果、当社取締役会が当該賛同表明を撤回した場合には、(i)の場合には当該賛同表明の撤回の時点から、(ii)の場合には当該賛同表明の対象となった行為の当初の時点から、当該行為について、大規模買付行為とみなして、本プランが適用されるものとします。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長宛に、以下の内容を日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(保有する株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び、意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者の行う大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹²を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

(iv) 本プランを遵守する旨の誓約

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

(b) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日¹³(初日不算入)以内に、当社取締役会が当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報(以下「必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要

情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。別紙2に掲げる各項目に関する情報は、原則として必要情報リストに含まれるものとしますが、必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、弁護士、公認会計士、税理士、投資銀行等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、外部専門家の助言も得た上、提供していただいた情報のみでは必要情報として不足していると判断した場合には、原則として、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報の提供として十分であり、必要情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

(c) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、①対価を金銭(円貨)のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付け¹⁴による大規模買付行為の場合には最大60日間、②その他の大規模買付行為の場合には最大90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)として設定します。

なお、当社取締役会が取締役会検討期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問するものとし、独立委員会の勧告を最大限尊重して、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間(初日不算入)とします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付者から提供された必要情報(必要情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。)に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を開催する場合については、下記(2)(a)(i)②及び(ii)②をご参照下さい。

(2) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 独立委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当社の企業

価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。

かかる場合、下記3. (1)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

② 株主総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。かかる場合には、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

② 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合の取扱い

ア 独立委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記(b)をご参照下さい。)を発動することがあります。具体的には、別紙3に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

かかる場合、下記3.(1)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

イ 株主総会決議に基づき発動する場合

上記アにかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後60日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動

についての承認に関する議案を上程するものとしませんが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、概要を別紙4に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。但し、他の対抗措置を発動することが適切であると判断された場合には、当該他の対抗措置が用いられることもあります。

3. 本プランの合理性及び公正性を担保するための仕組みについて

(1) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

本プランにおいて、大規模買付行為③への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非については、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の独立委員会の委員には、山本敏博氏、菅野寛氏、草間高志氏、池内文雄氏、及び橘高明氏の合計5名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙6に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付行為③への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非について独立委員会に諮問するものとし(但し、対抗措置の発動の是非につき本プランに従い当該諮問を経ることなく株主総会を招集する場合を除きます。)、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報として十分であるか否かについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、本プランにおいて独立委員会への諮問が必要とされている事項以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会に諮問した事項を決定するに際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(2) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社株主総会又は取締役会が上記2. (2)に記載の手続に従って対抗措置の発動を決議し、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株

主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、上記①又は②の場合に該当することとなった具体的事情を提示の上、当該対抗措置の維持の是非について諮問するものとし、対抗措置を維持するかどうかの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会の決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日(以下「割当基準日」といいます。)に係る権利落ち日(割当基準日の3営業日前の日を意味します。以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、当社は、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に必要である場合には、独立委員会の承認を得た上で、基本方針に反しない範囲で本プランを変更するこ

とがあります。

加えて、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様の不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大規模買付行為の提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断いただける仕組みとなっております。

(3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

当社は、本プランの導入に関する株主の皆様の意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、上記2. (2) (a)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとしております。

さらに、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 合理的な客観要件の設定

本プランは、上記2. (2) (a)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立委員会の設置

上記3. (1)に記載のとおり、当社は、本プランの導入にあたり、大規模買付行為③への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、対抗措置の発動その他の本プランの運用に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

上記3. (3)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており(当社定款第26条)、いわゆるスロー・ハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

5. 株主の皆様及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社株主総会又は取締役会が設定する割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記3. (2)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります(但し、当社が本新株予約権を

当社普通株式と引換えに取得することができると定めた場合において、当社が取得の手続きをとり、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様へ当社普通株式を交付する場合を除きます。)

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆様に対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆様の有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆様の議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、上記3.(2)のとおり、当社株主総会又は取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てを中止することはありません。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

6. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 株主名簿への記録の手続

当社株主総会又は取締役会において、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当基準日を定め、これを公告します。割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様には本新株予約権が割り当てられますので、公告された割当基準日までに株式について振替手続を完了し、当該割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は無償割当ての方法により割り当てられますので、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

(3) 本新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主の皆様が非適格者(別紙4に定義されます。以下同じです。))ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の発行後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株(又は当社があらかじめ定める1株を超える株数若しくは1株未満の株数)の当社普通株式の発行を受けることになります。

(4) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付して本新株予約権を発行し、当社が所定の手続を取った場合には、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。))。

(5) その他

上記(1)から(4)のほか、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに係る決議が行われた後、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、公表又は株主の皆様に対して通知しますので、その内容をご確認下さい。

(注)

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。但し、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に規定する特別関係者、並びに(ii)フィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、同法第27条の23第5項に規定する共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。以下同じです。
- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定する各取引を行うことを含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本②において同じです。
- 5 当社が発行者である株券等の買付けその他の取得を行う者を金融商品取引法第27条の2第8項第1号に規定する株券等の買付け等を行う者とみなした場合における同項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。)は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 当社が発行者である株券等の買付けその他の取得を行う者を金融商品取引法第27条の2第7項各号に規定する株券等の買付け等を行う者とみなした場合における同項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、特別関係者とみなします。以下同じです。

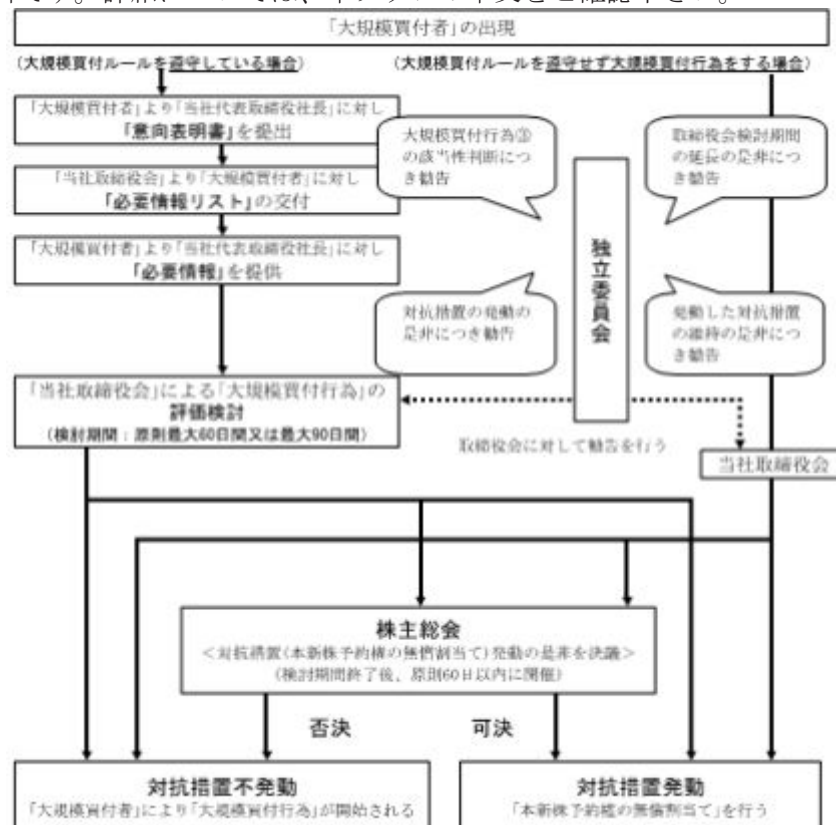
- 7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 金融商品取引法第27条の23第1項及び第3項に規定する保有者を意味します。以下同じです。
- 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- 10 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が形成されるか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の保有者及び当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 11 本③に規定する行為に該当するか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本③に規定する行為に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 12 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同じです。
- 13 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下同じです。
- 14 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

以 上

別紙 1

大規模買付ルール概要

このフローは、「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（本プラン）における大規模買付ルールの概要をご理解いただくための参考資料です。詳細については、本プランの本文をご確認下さい。



- ※ 大規模買付者とは、大規模買付行為を行い又は行おうとする者をいう。
- ※ 大規模買付行為とは、①当社が発行者である株券等について、株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等について、株券等所有割合と特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、③当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者（複数である場合を含む。以下本別紙1において同じ。）との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方

を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限る。)のいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為をいう。なお、③に該当する行為がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとする。

- ※ 大規模買付者は、当社取締役会の検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとする。
- ※ 当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとする。

以 上

別紙 2

原則として必要情報リストに含まれる情報

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員、出資者その他の構成員の氏名、職歴及び保有する株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。))の概略を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、並びに、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その目的及びその理由を含みます。)
- ③ 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価額と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の氏名又は名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(資金提供が実行されるための条件、資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容、また、預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者及びそのグループによる当社株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契

約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含まれます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑫ 大規模買付行為の後、当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑬ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性、並びに、大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可の維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

- ⑭ 当社株券等を買付けた後の当社の従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係、及び大規模買付行為の完了後にこれらを変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑮ 大規模買付者及びそのグループのコーポレート・ガバナンスの考え方及び具体的取組み
- ⑯ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑰ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑱ 大規模買付行為③を行う場合には、次に掲げる情報
 - ア 大規模買付行為③の相手方となる者との現在の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の関係を含みます。)
 - イ 大規模買付行為③の相手方となる者と現在の関係を形成した時期及び目的

以 上

別紙 3

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ及びコンテンツ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の当社又は当社グループの資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- ⑤ 当社の経営に特に関心を示さず、当社株券等を取得後、専ら短中期的に当社株券等を転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れ、自らの利益を追求しようとするものである場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの条件を不利に設定し若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様にとって当社株券等の売却を強要するおそれがある場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、視聴者、スポンサー、制作会社、出演者、放送作家、従業員その他の

当社の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価値の確保・向上を著しく妨げるおそれがある場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、著しく劣後する場合

- ⑨ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損する場合
- ⑩ 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当社の株主になることによって当社の企業価値を著しく毀損する場合
- ⑪ その他①乃至⑩に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する場合

以 上

別紙 4

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当対象株主
当社取締役会又は当社株主総会が、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式(但し、同時点において当社の保有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。
2. 本新株予約権の総数
割当基準日における最終の発行済株式の総数から、同日において、当社の保有する当社普通株式を除いた数を上限とします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会又は当社株主総会にて別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。但し、当社取締役会又は当社株主総会は、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができるものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で、当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
6. 本新株予約権の行使条件
①大規模買付者¹、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者、若しくは④これら①乃至③の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑤これら①乃至④に該当する者の関連者²(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。
7. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
8. 本新株予約権の行使期間
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 当社による本新株予約権の取得の条件

本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があります。

但し、非適格者に該当しない外国人等³が当社の総議決権の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の総議決権の20%以上に相当するものについては、当社普通株式に代えて当該新株予約権に代わる新たな新株予約権又はその他の財産を交付することができるものとします。

また、当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は当社取締役会若しくは当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があります。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。

以 上

(注)

- 1 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権の無償割当てに係る決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。
- 2 実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。
- 3 ①日本の国籍を有しない人(放送法第93条第1項第6号イ)、②外国政府又はその代表者(同号ロ)、及び③外国の法人又は団体(同号ハ)をいいます。

別紙 5

独立委員会委員の略歴

1. 山本敏博氏

〔略歴〕

平成13年10月 ㈱電通 アカウント・プランニング本部営業局部長
平成16年 1月 同社 アカウント・プランニング本部営業局次長
平成21年 4月 同社 コミュニケーション・デザイン・センター センター長
平成22年 1月 ㈱電通 デジタル・ホールディングス 取締役（現任）
平成23年 4月 ㈱電通 執行役員兼コミュニケーション・デザイン・センターセンター長兼MCプランニング局長
平成25年 6月 当社 取締役（現任）
 ㈱シー・エー・エル 取締役（現任）
 ㈱ビーエスフジ 取締役（現任）
 ㈱インタラクティブ・プログラム・ガイド 取締役（現任）
平成26年 6月 ㈱電通 取締役執行役員（現任）
平成27年 6月 ㈱広告E D I センター 代表取締役社長（現任）
 ㈱ドフ 取締役（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

2. 菅野 寛氏

〔略歴〕

昭和58年 4月 ㈱日建設計 入社
平成 3年 8月 ㈱ボストン・コンサルティング・グループ 入社
 同社 最終役職 パートナー&マネージング・ディレクター
平成20年 7月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授（現任）
平成23年 6月 オムロンヘルスケア㈱ 取締役（現任）
平成24年10月 ㈱ジャパンディスプレイ 取締役（現任）
平成26年 6月 当社 取締役（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

3. 草間高志氏

〔略歴〕

平成10年 5月 (株)日本興業銀行 証券営業部長

平成11年 6月 同社 執行役員証券営業部長

平成12年 4月 新光証券(株) 常務執行役員

平成12年 6月 同社 常務取締役

平成13年 6月 同社 取締役専務執行役員

平成15年 6月 同社 取締役社長

平成21年 5月 みずほ証券(株) 取締役会長

平成23年 6月 同社 常任顧問（現任）

平成24年 6月 当社 監査役（現任）

(株)ロイヤルパークホテル 取締役（現任）

平成25年 6月 宇部興産(株) 取締役（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

4. 池内文雄氏

〔略歴〕

平成 6年 4月 (株)朝日新聞社 長野支局長

平成 8年 9月 同社 社長室秘書部長

平成10年 4月 同社 電子電波メディア局次長

平成12年 7月 同社 東京本社 制作局長

平成14年 6月 同社 取締役次期システム担当兼東京制作局長

平成15年 4月 同社 取締役製作・次期システム担当兼製作本部長

平成17年 6月 同社 常務取締役製作・次期システム担当

平成18年 6月 同社 代表取締役常務取締役 大阪本社代表

平成20年 4月 同社 代表取締役常務取締役 大阪本社代表、大阪中之島新ビル建設担当

平成22年 6月 同社 代表取締役グループ統括、大阪中之島新ビル建設担当

平成23年 6月 同社 常務取締役 東京本社代表

平成24年 6月 当社 監査役（現任）

(株)朝日新聞社 顧問（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

5. 橘 高明氏

〔略歴〕

平成 7年 6月 (株)日立製作所 笠戸工場経理部長

平成13年 4月 同社 情報・通信プラットフォームグループ財務本部長

平成16年 4月 同社 監査室長

平成19年10月 (株)日立プラントテクノロジー 執行役財務本部長

平成20年 4月 同社 執行役常務財務本部長

平成20年 6月 同社 執行役常務兼取締役

平成21年 4月 同社 代表執行役執行役専務兼取締役

平成22年 6月 同社 代表取締役専務取締役

平成23年 4月 同社 常勤監査役

平成25年 6月 当社 監査役（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

なお、当社は、東京証券取引所に対し、菅野寛氏、池内文雄氏及び橘高明氏を、当社の独立役員として届け出ており、山本敏博氏及び草間高志氏を、当社の独立役員として届け出る予定です。

以 上

別紙 6

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う取締役から独立した社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会決議に基づき選任される。
3. 独立委員会の委員の任期は、平成30年6月に開催予定の当社第34回定時株主総会の終結時又は当該委員と当社とが別途合意したその他の日までとする。
4. 独立委員会は、当社代表取締役社長又は独立委員会の各委員が招集する。
5. 独立委員会の決議は、特段の事情がない限り、独立委員会の委員の全員が出席し(電話会議システム又はテレビ電話による出席を含む。)、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会の委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
6. 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する以下の事項(以下「本諮問事項」という。))について検討し、結論及びかかる結論に至った理由の要旨を記載した書面を提出することにより当社取締役会に対して勧告を行う。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする(但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。)。
 - (1) 大規模買付行為③への該当性の有無
 - (2) 取締役会検討期間の延長の是非
 - (3) 対抗措置の発動の是非
 - (4) 発動した対抗措置の維持の是非
 - (5) 当社取締役会が諮問するその他の事項
7. 独立委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程(本諮問事項の検討を含む。)において使用又は検討した資料及び情報の全ての提供を受ける。
8. 独立委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し、又は当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、独立委員会は、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を独立委員会に出席させ、必要な事項に

ついて説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、本諮問事項の検討を行うため、必要に応じて、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を得ることができる。かかる助言の取得に際し要した費用は、著しく不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担する。

以 上

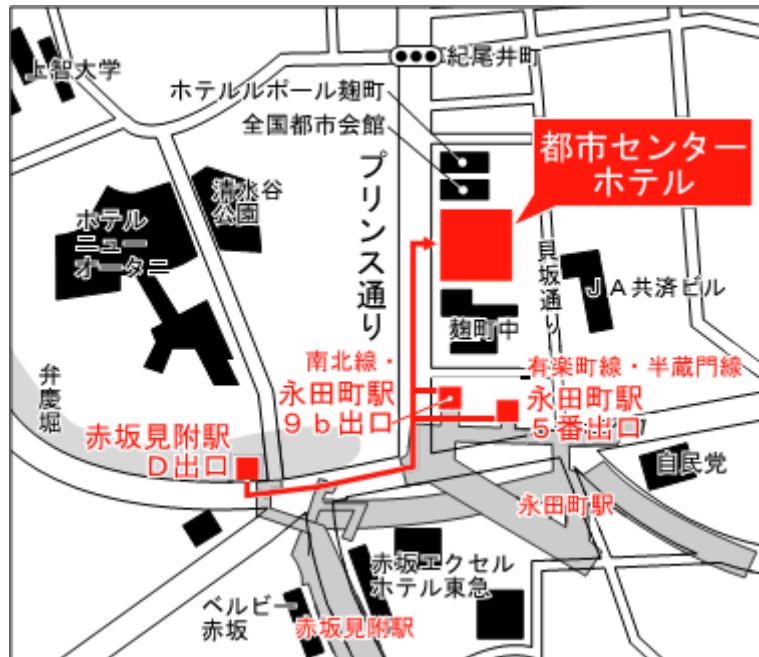
[illegible]

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第31回定時株主総会会場へのご案内

会 場 東京都千代田区平河町二丁目 4 番 1 号
都市センターホテル 3 階「コスモスホール」
(代) 03-3265-8211



交通機関と所要時間

- ◆東京メトロ 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 永田町駅（南北線）9b出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 赤坂見附駅（丸の内線・銀座線）D出口より徒歩約8分

(証券コード 4839)

(第31回定時株主総会招集ご通知提供書面)

第31期 報 告 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

株式会社 WOWOW

事業報告

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策等により企業収益が徐々に改善され、景気は穏やかな回復基調にありましたが、急激な円安による物価上昇や消費税増税の消費活動への影響等、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

放送業界におきましては、広告市況は回復基調にあり、有料放送市場は、デジタルテレビの普及、BSデジタル放送の多チャンネル化による好影響を経た後、堅調に推移しております。

このような環境下、当連結会計年度における収支の状況は、累計正味加入件数の増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したこと等により、売上高は726億31百万円と前期に比べ23億57百万円（3.4%）の増収となりました。番組費及び広告宣伝費等の効果的・効率的な投下等により営業費用が減少したため、営業利益は97億58百万円と前期に比べ25億72百万円（35.8%）の増益、経常利益は為替差益等の計上により103億71百万円と前期に比べ28億25百万円（37.4%）の増益、当期純利益は66億19百万円と前期に比べ18億52百万円（38.9%）の増益となりました。

当社グループは、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理業務を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの状況は次のとおりです。

<放送>

当連結会計年度におきましては、「WOWOWプライム」に訴求力のあるコンテンツを集結し、ショーウィンドウとしての機能を強化したほか、「WOWOWライブ」、「WOWOWシネマ」には専門性の高いコンテンツを編成する等チャンネルの編成改革を行いました。

ドラマでは、「連続ドラマW MOZU Season 2 ～幻の翼～」、「連続ドラマW 株価暴落」等のオリジナルドラマが加入獲得を牽引しました。

音楽では、「生中継！サザンオールスターズ年越しライブ2014」、氷室京介のソロデビュー25周年ツアー等のライブが、スポーツでは、錦織圭選手が日本人として初めて決勝に進出した「全米オープンテニス」、「スペインサッカー リーガ・エスパニョーラ」が加入獲得に貢献しました。

映画では、年末年始洋画スペシャル、アカデミー賞特集等が好評を得ました。

映画製作では、WOWOW FILMS 「2つ目の窓」、「マエストロ!」、「甥の一生」を公開しました。

また、加入者限定無料番組配信サービスである「WOWOWメンバーズオンデマンド」の強化のほか、お客さまとWOWOWとの結びつきをさらに深めるため、「WOWOWポイント」を4月から本格始動し、番組を見るだけでなくWOWOWを体験していただけるイベントとして「TOUCH! WOWOW2014」を9月から11月にわたり開催しました。

以上の結果、当連結会計年度における放送セグメントの売上高は699億30百万円と前期に比べ22億82百万円（3.4%）の増収、セグメント利益は94億96百万円と前期に比べ25億90百万円（37.5%）の増益となりました。

また、当連結会計年度の新規加入件数は684,521件（前期比35.9%増）、解約件数は576,635件（同18.4%増）となり、新規加入件数から解約件数を差し引きました正味加入件数は107,886件の増加（同533.7%増）となりました。当連結会計年度の累計正味加入件数は2,756,330件（同4.1%増）となっております。複数契約（注）は、当連結会計年度末時点において410,184件（前期末に比べ5,205件の増加）となっております。

（注）当社は同一契約者による2契約目と3契約目につき月額2,300円（税抜）の視聴料金を900円（税抜）に割引しており、当該割引の対象となる契約を「複数契約」と呼称しております。

<テレマーケティング>

連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズにおいて、テレマーケティング業務受託、各種コンタクトセンター受託運営を行っております。当連結会計年度におけるテレマーケティングセグメントの売上高は、データ分析やSNSを活用したサービス等高付加価値サ

ービスの展開により外部顧客への売上は増加するも、セグメント間の内部売上の減少により、63億62百万円と前期に比べ15百万円（△0.2%）の減収となり、セグメント利益は2億62百万円と前期に比べ17百万円（△6.2%）の減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産22億78百万円であり、主なものは放送センターの放送設備の更新等によるものです。また、無形固定資産への投資額は8億5百万円であり、主なものは当社顧客管理システムの更新等です。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資等の資金を自己資金もしくは金融機関からの借入等により調達しております。

次期の運転資金及び設備投資資金等につきましては、自己資金及び取引銀行4行と個別契約しております総額30億円の当座貸越契約により確保しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 平成23年度	第 29 期 平成24年度	第 30 期 平成25年度	第 31 期 〔当連結会計年度〕 平成26年度
売 上 高	66,583百万円	70,542百万円	70,274百万円	72,631百万円
経 常 利 益	5,027百万円	6,822百万円	7,545百万円	10,371百万円
当 期 純 利 益	3,397百万円	4,294百万円	4,766百万円	6,619百万円
1株当たり当期純利益	23,553円98銭	29,775円84銭	336円32銭	490円48銭
総 資 産	47,656百万円	56,227百万円	52,797百万円	62,991百万円
純 資 産	29,335百万円	33,584百万円	34,203百万円	40,430百万円
連 結 子 会 社	2社	2社	1社	1社
持分法適用会社	1社	1社	1社	1社

(注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第30期（平成25年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度（平成26年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり当期純利益は次のとおりとなります。

1株当たり当期純利益 245円24銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) W O W O W コミュニケーションズ	478百万円	100.0%	顧客管理及びテレマーケティング業務

(4) 対処すべき課題

平成27（2015）年度の当社グループの対処すべき課題は以下の3点です。

① 編成・番組制作の強化

映像コンテンツの視聴機会が増え、その楽しみ方が多様化する中、お客さまのWOWOWに対するご要望や嗜好は変化しています。お客さま目線を徹底し、お客さまや市場から得た情報を全社で共有し、番組開発から営業まで一貫した体制で臨み、お客さまの嗜好に合う時代の“半歩先”を行く番組を提供し続けることが大きな取り組み課題です。

番組の線（シリーズ化）や塊（特集化）等の強化を軸とした番組編成を行うとともに、お客さまの嗜好に合った新番組や新規ジャンルを機動的に開発し、提供することにより、新規加入の増加及び解約の低減に繋がります。

② 効果的・効率的な加入獲得、解約低減施策の推進

当社は、フルハイビジョン・3チャンネル化を機に、「大量加入・大量解約からの脱却」を実現すべく取り組み、成果を上げてまいりましたが、引き続き、これまでの施策の精度を高め、より効果的・効率的に新規顧客の獲得、解約の低減を図ることが大きな取り組み課題です。

プロモーション・広告宣伝手法等を更に工夫し、当社番組情報を効果的・効率的にお客さまに届けるとともに、潜在顧客層にアピールし、新規加入獲得に繋がります。

また、加入者限定無料番組配信サービス「WOWOWメンバーズオンデマンド」においては、お客さまのご利用の促進に取り組み、当社番組への接触機会の増加を通じ、加入継続に繋がります。

③ 中長期的成長への取り組み

感度の高い500万から700万人の方が圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供して、お客さまと固い絆で結ばれた会員組織を確立し、感動体験を提供する「総合エンターテインメント・メディア企業」に成長するという中長期的な経営理念「VISION 2020」の実現のため、「中期経営計画（2014年度－2016年度）」に基づき、必要な事業基盤の整備を行うことが大きな取り組み課題です。

放送サービスの高度化や「TV&Web」の潮流を踏まえ、新しいサービスの検討をさらに進めます。また、お客さまとの1対1のコミュニケーションを大切にしたパーソナルベースの顧客情報の管理分析を担うシステムの開発を進め、「TV&Web&Real」

を目指して、リアルも含めた幅広いサービスをお客さまに提供する
取り組みを実践していきます。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜り
ますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

- ① 放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業
- ② 放送番組、ビデオ、映画等の企画、制作、販売及び購入
- ③ 放送時間の販売
- ④ テレマーケティング事業
- ⑤ その他、上記に関連する業務

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所
本社 東京都港区赤坂五丁目2番20号
放送センター 東京都江東区辰巳二丁目1番58号
- ② 子会社の事業所
㈱WOWOWコミュニケーションズ（本社） 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
392(695)名	1(△21)名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
278名	一名	41.0歳	14.5年

(注) 使用人数は就業員数を記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

100%出資非連結子会社のWHDエンタテインメント(株)は、平成26年8月1日付で、社名をWOWOWエンタテインメント(株)に変更しております。

なお、当社は、平成27年4月1日付で番組中継収録業務を同社に移管しました。これにより、同社は、当社グループにおける重要性が増したため、平成28年3月期連結会計年度の期首より、連結対象子会社として新たに連結の範囲に含めております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,422,200株（自己株式926,492株を含む）
- ③ 株主数 7,763名
- ④ 大株主（上位14名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2,315,200株	17.15%
株式会社東京放送ホールディングス	2,097,700	15.54
日本テレビ放送網株式会社	1,308,200	9.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・株式会社電通口）	700,400	5.18
新 井 隆 二	647,300	4.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	300,000	2.22
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	290,100	2.14
株 式 会 社 朝 日 新 聞 社	277,600	2.05
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	179,600	1.33
株式会社テレビ朝日ホールディングス	173,000	1.28
株 式 会 社 テ レ ビ 東 京	173,000	1.28
株 式 会 社 日 本 経 済 新 聞 社	173,000	1.28
株 式 会 社 毎 日 新 聞 社	173,000	1.28
株 式 会 社 読 売 新 聞 東 京 本 社	173,000	1.28

- （注）1. 上記のほか、自己株式が926,492株あります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社東京放送ホールディングスは、主要株主です。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	和 崎 信 哉	一般社団法人 衛星放送協会会長
常 務 取 締 役	橋 本 元	経営戦略担当
常 務 取 締 役	佐 藤 和 仁	I R経理担当
取 締 役	山 崎 一 郎	人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当
取 締 役	坂 田 進 恒	技術担当
取 締 役	牧 野 力	編成、制作、事業担当
取 締 役	大 高 信 之	マーケティング、営業担当
取 締 役	飯 島 一 暢	㈱サンケイビル代表取締役社長 社長執行役員、 ㈱スカパー J S A Tホールディングス取締役、 グリー㈱取締役、 ㈱海外需要開拓支援機構代表取締役会長
取 締 役	丸 山 公 夫	日本テレビホールディングス㈱常務取締役、 日本テレビ放送網㈱取締役常務執行役員、 ㈱テレビ金沢取締役、 一般社団法人 日本テレビジョン放送著作権協会代表理事、 ㈱宮城テレビ放送取締役
取 締 役	山 本 敏 博	㈱電通取締役、 ㈱電通デジタル・ホールディングス取締役、 ㈱シー・エー・エル取締役、 ㈱ビーエスフジ取締役、 ㈱インタラクティブ・プログラム・ガイド取締役
取 締 役	藤 田 徹 也	㈱東京放送ホールディングス常務取締役、 ㈱TBSテレビ常務取締役、 ㈱B S-T B S取締役、 ㈱TBSラジオ&コミュニケーションズ取締役会長、 ㈱スカパー J S A Tホールディングス監査役
取 締 役	菅 野 寛	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、 オムロンヘルスケア㈱取締役、 ㈱ジャパンディスプレイ取締役
監 査 役（常 勤）	山 内 文 博	
監 査 役	草 間 高 志	みずほ証券㈱常任顧問、 ㈱ロイヤルパークホテル取締役、 宇部興産㈱取締役
監 査 役	池 内 文 雄	㈱朝日新聞社顧問、 公益財団法人 森林文化協会理事長、 社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団理事長
監 査 役	橋 高 明	

- (注) 1. 取締役のうち、飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役草間高志氏、池内文雄氏及び橋高明氏は、社外監査役であります。

3. 監査役橘高明氏は、上場会社の財務・経理部門において実務経験を有し、財務部門統括責任者、常勤監査役を歴任しました。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役菅野寛氏、監査役池内文雄氏、橘高明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成26年6月19日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって監査役増山秀夫氏は辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (7)	267百万円 (26)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	42 (22)
合 計 (うち社外役員)	21 (11)	310 (48)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月19日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第24回定時株主総会において年額360百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第24回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は以下のとおりです。
- 取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。
- 取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とします。
- 各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度などを総合的に勘案して決定することとしており、代表取締役が取締役会から委任を受けて具体的な金額を決定します。また、各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決定します。

③ 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況等
 A. 取締役会出席状況等

地 位	氏 名	取締役会 開催回数	取締役会 出席回数	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
取締役	飯 島 一 暢	12	9	同業他社での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
取締役	丸 山 公 夫	12	10	同業他社での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
取締役	山 本 敏 博	12	10	宣伝・広告業での業務執行経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
取締役	藤 田 徹 也	10	10	同業他社での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
取締役	菅 野 寛	10	9	経営戦略等に関する研究活動によって培われた経験や専門知識を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	草 間 高 志	12	12	金融機関での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	池 内 文 雄	12	12	報道機関での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	橘 高 明	12	12	総合電機業他での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。

(注) 開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

B. 監査役会出席状況等

地 位	氏 名	監査役会 開催回数	監査役会 出席回数	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
監査役	草 間 高 志	13	13	金融機関での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	池 内 文 雄	13	13	報道機関での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	橘 高 明	13	13	総合電機業他での経営経験を活かし、当社の議案審議に必要な発言を行っております。

C. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「2. 会社の現況（3）会社役員 の状況①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

・社外取締役 飯島一暢氏

㈱サンケイビルは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、当社は、㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社である放送事業を営む㈱フジテレビジョン及び㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。

当社は、㈱スカパー J S A Tホールディングスの子会社である放送事業を営むスカパー J S A T㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

・社外取締役 丸山公夫氏

当社は、日本テレビホールディングス㈱の子会社である放送事業を営む日本テレビ放送網㈱、㈱B S 日本及び㈱シーエス日本との間に映像・放送関連の取引関係があります。㈱テレビ金沢及び㈱宮城テレビ放送は放送事業を営んでおります。

・社外取締役 山本敏博氏

当社は、㈱電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。

㈱ビーエスフジは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、放送事業を営んでおります。

当社は、㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。

・社外取締役 藤田徹也氏

㈱東京放送ホールディングスは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主であります。

当社は、㈱東京放送ホールディングスの子会社である放送事業を営む㈱T B S テレビ及び㈱B S - T B S との間に映像・放送関連の取引関係があります。㈱東京放送ホールディングスの子会社である㈱T B S ラジオ&コミュニケーションズは放送事業を営んでおります。

当社は、㈱スカパー J S A Tホールディングスの子会社である放送事業を営むスカパー J S A T㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

D. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額となっております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、J-SOXに係るIT統制助言業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備を進めてまいります。

当社の内部統制システムは、以下の第1項から第9項のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改訂・整備してまいります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

作成すべき文書及び電磁的媒体（あわせて以下「文書等」といいます）の保存（保存場所、保存方法、保存期間等）、管理（管理責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）については、法令等に従い、また文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、同規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理します。

その保存及び管理に当たっては、取締役又は監査役から文書等の閲覧の請求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、経営情報などの情報資産の適正な管理に取り組みます。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、全社的なリスク管理に関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、社長を委員長とし、常勤役員会メンバー及びグループ会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、局長がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取り組みを行う体制を整備します。

B. 「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には社長を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。また、同本部には当社の顧客管理及び窓口業務を担当する子会社である㈱WOWOWコミュニケーションズがメンバーに含まれます。

C. 「個人情報保護方針」を制定するとともに、個人情報の保護に関する諸規程を整備し、これらの諸規程に従って個人情報を適正に取り扱います。個人情報の保護を推進するために、当社及び㈱WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを取得・維持します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A. 取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、会社経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。

また、常勤役員会は、原則月3回開催し、会社経営の具体的な方針の策定、執行部門の監督、当社の重要な決裁事項の検討等を行います。

- B. 取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標として中期経営計画を策定するとともに、単年度ごとの事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、各部局が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。

- C. 当社は、ITの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図ります。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A. 当社は、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを徹底します。

- B. コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、全社的なコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、社長を委員長とし、常勤役員会メンバー及びグループ会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。

また、局長がコンプライアンス推進責任者として、各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。

- C. 役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、社内通報制度を整備します。

- D. 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組めます。当社及び評価対象となる子会社の社内体制の整備、並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部署が、効率的且つ効果的に取り組むものとします。また、取り組みの進捗状況は常勤役員会等において報告するとともに、重要事項は取締役会の報告事項又は決議事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。
 - E. 「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、社長直轄の独立した組織である監査部が、社長の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。監査部は、当該監査結果を社長に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部署の所属長にその対策を立てるように勧告します。被監査部署の所属長は、その計画を立て実施するとともに、社長及び監査部に報告します。
 - F. 「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役員は、違法行為又は反社会的行為に関わらないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。
- ⑤ 株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A. 「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要事項、当社監査部による子会社の監査等を定めます。
 - B. 当社の「リスク管理・コンプライアンス規程」を当社の子会社にも適用し、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底します。
 - C. 当社の社長を含む関係する取締役及び担当部署は、子会社の経営責任者との間で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の共有を図ります。

- D. 当社の取締役又は使用人を各子会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する使用人を任命し、その使用人は監査役の指示の下にその職務を補助します。
- ⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、その使用人の人事異動及び人事評価については、監査役に意見を求めるものとし、当該意見は尊重されるものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- A. 常勤監査役は、常勤役員会及び局長会等の当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、報告を受けるとともに討議に参加し、監査のために必要な情報を取得します。各監査役は、「監査役会規程」に基づき、監査役会において、監査のために必要な事項について報告及び討議します。
- B. 取締役は、法律に定める事項のほか、経営上あるいは内部統制上の重要事項について適時に監査役に報告するものとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A. 社長及び監査役が定期的に協議する場を設けます。
- B. 社長及び常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則月1回協議をし、その結果は監査役会に報告されます。また、常勤監査役は監査法人と定期的かつ随時に協議を行うこととします。
- C. 監査部は監査計画を監査役会に提示し、監査結果を適時に監査役会に報告します。
- D. 監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。
- E. 監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるように、重要決裁書類については監査役への回付のルートを設けます。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益（あわせて以下「企業価値・株主共同利益」といいます）を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、平成3（1991）年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆さま及び投資家の皆さまによる自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為（下記③A. (A)で定義されます。以下同じです）がなされた場合においても、これが当社の企業価値・株主共同利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆さま及び投資家の皆さまに対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値・株主

共同利益を毀損する買付行為もあり得るものと考えられます。

かかる当社の企業価値・株主共同利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

A. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、平成23（2011）年にフルハイビジョン・3チャンネル放送に移行、お客さまの満足度向上と放送サービスの拡充を中心とした各種施策により、平成26（2014）年度時点において有料放送収入は過去最高となり、プレミアムペイチャンネルとして大きな成果を上げました。

今後の更なる成長に向けて、当社は「中期経営計画（2014年度－2016年度）」を新たに策定し、平成26（2014）年5月に公表しました。当計画は、「有料放送サービスにおける優位性の維持・向上」、「『TV & Web時代』に則した新サービスの開発」、「多角的成長に向けての投資」の3点を軸としており、当社は、当該計画に基づき、放送サービスの高度化やエンターテインメントを求める層の多様なニーズに対応、当社が「総合エンターテインメント・メディア企業」に進化するための取り組みを行ってまいります。

「中期経営計画（2014年度－2016年度）」の具体的内容については、当社ウェブサイトの「中期経営計画の概要（2014年度－2016年度）」（http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/management/plan.html）をご参照下さい。

当社は、放送事業者としての公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の取り組みに基づく諸施策を通じて、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、企業価値・株主共同利益の確保・向上を目指してまいります。

B. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として、事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、

尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題のひとつと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確認し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22(2010)年5月14日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「原プラン」といいます）の導入を決定し、原プランは、同年6月23日開催の当社第26回定時株主総会において、出席株主の皆さまのご賛同を得て承認可決いただきました。当社は、その後も引き続き、金融商品取引法等の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成24(2012)年5月15日開催の当社取締役会において、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において当社定款第20条第1項に基づき出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記A.に概要を記載する「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を導入することを決定し、本定時株主総会において、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、当社の企業価値・株主共同利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入されたものです。

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細については、当社ウェブサイト（http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/）

「IRニュース」内の「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

A. 本プランの概要

(A) 大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、次の(a)もしくは(b)に該当する行為又はこれらに類似する行為（このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(i) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社宛に、大規模買付行為の概要その他の所定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

(ii) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日以内に、当社取締役会がその意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報（以下「必要情報」といいます）を記載したリスト（以下「必要情報リスト」といいます）を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社宛に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、弁護士、公認会計士、税理士、投資銀行等（以下「外部専門家」といいます）の助言も得た上、必要情報として不足していると判断した場合には、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

なお、当社は大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報の提供として十分であり、必要情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、適切な時期及び方法により公表します。

(iii) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会が情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、最大60日間又は最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます）とします。ただし、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家の助言を得た上で、取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします（なお、当該延長期間は原則として一度に限るものとします）。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(B) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、かかる場合であっても、当社取締役会が外部専門家の助言を得た上で、株主の皆さまの意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると判断した場合等には、株主

総会を開催することができるものとします。当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行うおうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

ただし、当社取締役会は、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合等当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであると認めた場合には、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくために、株主総会を開催します。

また、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであるとは認めるに至らない場合であっても、外部専門家の助言を得た上で、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくことが当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上のために適切であると判断する場合には、株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、原則として取締役会検討期間終了後60日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）の無償割当てとします。

当社が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆さまに対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。そして、本新株予約権については、当社株券等に係る株券等

保有割合が20%以上である者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めるものとしております。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

(C) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(b)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に必要である場合には、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適切な時期及び方法により公表します。

B. 株主の皆さま及び投資家の皆さまへの影響

(A) 本プランの導入時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆さま及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(B) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(C) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても大規模買付者以外の株主の皆さま及び投資家の皆さまの有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆さまが権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じる場合があります。

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆さまに対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆さまの有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆さまの議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

④ 上記②の取り組みについての当社取締役会の判断

上記②の取り組みは、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企

業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられますので、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取り組みについての当社取締役会の判断

上記③の取り組みは、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにするためのものであり、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。上記③の取り組みは、そのような情報と時間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしています。したがって、上記③の取り組みは、このような大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、かかる取り組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。また、上記③の取り組みにおいては、その導入に際して株主の皆さまの意思を確認する手続を採用し、合理的かつ客観的な対抗措置発動の要件の設定等により当社取締役会の恣意的な判断を排除する等、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記③の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等につきましては、以下の方針に基づき適切な配分を実施しております。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を目指してまいります。

内部留保につきましては、競争力ある上質なコンテンツ獲得、放送設備の拡充、事業効率化のためのシステム投資などに活用してまいります。

また、自己株式の取得や消却など、自社株式の取扱いにつきましても、株主の皆さまに対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価動向や財務状況などを考慮しながら適切に検討してまいります。

なお、当社は、平成18（2006）年6月27日開催の第22回定時株主総会におきまして、取締役会決議で剰余金の配当等を行う旨の定款変更をしております。これにより、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。また、当社の配当の基準日につきましては、毎年9月30日及び3月31日としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができると定めております。

これらの方針に基づき、当事業年度につきましては、1株当たり120円の期末配当を平成27（2015）年5月15日開催の取締役会で決議いたしました。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,041	流 動 負 債	20,765
現金及び預金	17,915	買掛金	12,551
売掛金	4,299	未払金	1,518
番組勘定	14,154	未払費用	3,575
貯蔵品	72	未払法人税等	2,528
前払費用	760	賞与引当金	57
繰延税金資産	1,009	その他の	532
その他	979	固 定 負 債	1,795
貸倒引当金	△150	繰延税金負債	199
固 定 資 産	23,950	退職給付に係る負債	1,508
有形固定資産	8,290	その他の	88
建物及び構築物	2,450	負 債 合 計	22,561
機械及び装置	4,967	純 資 産 の 部	
工具器具備品	872	株 主 資 本	39,310
無形固定資産	6,739	資 本 金	5,000
借地権	5,011	資 本 剰 余 金	2,738
ソフトウェア	1,676	利 益 剰 余 金	34,652
その他	50	自 己 株 式	△3,080
投資その他の資産	8,920	その他の包括利益累計額	1,120
投資有価証券	1,313	その他有価証券評価差額金	646
関係会社株式	6,366	繰延ヘッジ損益	473
敷金保証金	696	純 資 産 合 計	40,430
繰延税金資産	29	負 債 純 資 産 合 計	62,991
その他	607		
貸倒引当金	△92		
資 産 合 計	62,991		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		72,631
売 上 原 価		36,953
売 上 総 利 益		35,678
販売費及び一般管理費		25,920
営 業 利 益		9,758
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
為 替 差 益	142	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	400	
そ の 他	61	615
営 業 外 費 用		
そ の 他	3	3
経 常 利 益		10,371
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
固 定 資 産 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	34	59
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,312
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,806	
法 人 税 等 調 整 額	△113	3,692
当 期 純 利 益		6,619

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成26年4月1日 期 首 残 高	5,000	2,738	28,842	△3,080	33,500
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△809		△809
当 期 純 利 益			6,619		6,619
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	5,809	△0	5,809
平成27年3月31日 期 末 残 高	5,000	2,738	34,652	△3,080	39,310

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
平成26年4月1日 期 首 残 高	421	281	702	34,203
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△809
当 期 純 利 益				6,619
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	225	191	417	417
連結会計年度中の変動額合計	225	191	417	6,226
平成27年3月31日 期 末 残 高	646	473	1,120	40,430

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)WOWOWコミュニケーションズ

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 WOWOWエンタテインメント(株)

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった(株)ワウワウ・ミュージック・インは、平成26年4月1日付で非連結子会社であるWHDエンタテインメント(株)に吸収合併されたことにより、消滅しております。

また、非連結子会社であるWHDエンタテインメント(株)は、平成26年8月1日付でWOWOWエンタテインメント(株)に社名変更しております。

- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1 社
- ・主要な会社等の名称 (株)放送衛星システム

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 WOWOWエンタテインメント(株)
(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

A. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。
- ・時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっております。

- B. たな卸資産
- ・ 番組勘定
個別法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。
 - ・ 貯蔵品
先入先出法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- A. 有形固定資産
（リース資産を除く）
機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）は定額法によっております。
- B. 無形固定資産
（リース資産を除く）
・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・ その他の無形固定資産
定額法によっております。
- C. リース資産
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- A. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- B. 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- A. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。
- B. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引等）
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- C. ヘッジ方針
デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

D. ヘッジの有効性評価の方法 各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 11,362百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,422,200株	一株	一株	14,422,200株

(注) 平成27年2月27日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は14,422,200株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月15日 取締役会	普通株式	809	60	平成26年3月31日	平成26年6月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	1,619	120	平成27年3月31日	平成27年6月8日

(注) 配当原資は利益剰余金となります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するため利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、一部に外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4)⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理取扱要綱」に従い、各担当部署において、経理担当部門が定期的に作成する「滞留債権管理表」を基に取引先に回収交渉及び状況調査を行い、定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

B. 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、「為替変動リスクヘッジの基本方針」に従い、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、メジャースタジオから購入する放送権に係るドル建て営業債務に対しては、予定取引により確実に発生すると見込まれる範囲内において先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を確認しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。

C. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告または各部署への確認に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
(1) 現金及び預金	17,915	17,915	—
(2) 売掛金	4,299	4,299	—
(3) 投資有価証券	1,286	1,286	—
(4) 関係会社株式	765	765	—
資産計	24,266	24,266	—
(5) 買掛金	12,551	12,551	—
(6) 未払費用	3,575	3,575	—
負債計	16,127	16,127	—
(7) デリバティブ取引 (*1)	995	995	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券、(4) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払費用

これらの多くは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成27年3月31日)		
			契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価(*1) (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	6,557	4,195	806
	ユーロ	買掛金	174	—	58
	豪ドル	買掛金	180	—	53
合計			6,912	4,195	919

(※1) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（関係会社株式を含む）	5,628

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」及び「(4) 関係会社株式」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,497円91銭

(2) 1株当たり当期純利益 245円24銭

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年2月27日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることにより、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

A. 分割前の発行済株式総数（自己株式を含む）	14,422,200株
B. 今回の分割により増加する株式数	14,422,200株
C. 株式分割後の発行済株式総数	28,844,400株
D. 株式分割後の発行可能株式総数	114,000,000株

③ 分割の日程

- | | |
|-----------|-------------------|
| A. 基準日公告日 | 平成27年 3 月13日 (金) |
| B. 基準日 | 平成27年 3 月31日 (火) |
| C. 効力発生日 | 平成27年 4 月 1 日 (水) |

7. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,656	流 動 負 債	20,149
現金及び預金	14,283	買 掛 金	12,080
売 掛 金	3,947	未 払 金	1,342
番 組 勘 定	14,154	未 払 費 用	3,749
貯 蔵 品	72	未 払 法 人 税 等	2,464
前 払 費 用	692	賞 与 引 当 金	4
繰 延 税 金 資 産	972	そ の 他	508
そ の 他	683	固 定 負 債	1,793
貸 倒 引 当 金	△150	繰 延 税 金 負 債	199
固 定 資 産	22,507	退 職 給 付 引 当 金	1,508
有 形 固 定 資 産	8,026	そ の 他	86
建 物	2,378	負 債 合 計	21,943
構 築 物	15	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	4,967	株 主 資 本	33,903
工 具 器 具 備 品	664	資 本 金	5,000
無 形 固 定 資 産	6,636	資 本 剰 余 金	2,738
借 地 権	5,011	資 本 準 備 金	2,601
ソ フ ト ウ ェ ア	1,612	そ の 他 資 本 剰 余 金	136
そ の 他	13	利 益 剰 余 金	29,245
投 資 そ の 他 の 資 産	7,844	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,245
投 資 有 価 証 券	1,313	別 途 積 立 金	20,900
関 係 会 社 株 式	5,482	繰 越 利 益 剰 余 金	8,345
敷 金 保 証 金	532	自 己 株 式	△3,080
そ の 他	607	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,316
貸 倒 引 当 金	△92	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	646
資 産 合 計	57,163	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	669
		純 資 産 合 計	35,220
		負 債 純 資 産 合 計	57,163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		69,930
売 上 原 価		36,656
売 上 総 利 益		33,274
販売費及び一般管理費		23,777
営 業 利 益		9,496
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	248	
為 替 差 益	142	
そ の 他	22	423
営 業 外 費 用		
そ の 他	3	3
経 常 利 益		9,917
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	
投資有価証券評価損	34	57
税 引 前 当 期 純 利 益		9,859
法人税、住民税及び事業税	3,715	
法 人 税 等 調 整 額	△117	3,598
当 期 純 利 益		6,261

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成26年4月1日 期 首 残 高	5,000	2,601	136	2,738	17,400	6,393	23,793	△3,080	28,451
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立て					3,500	△3,500	—		—
剰 余 金 の 配 当						△809	△809		△809
当 期 純 利 益						6,261	6,261		6,261
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	3,500	1,952	5,452	△0	5,451
平成27年3月31日 期 末 残 高	5,000	2,601	136	2,738	20,900	8,345	29,245	△3,080	33,903

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日 期 首 残 高	421	466	887	29,338
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立て				—
剰 余 金 の 配 当				△809
当 期 純 利 益				6,261
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	225	203	429	429
事業年度中の変動額合計	225	203	429	5,881
平成27年3月31日 期 末 残 高	646	669	1,316	35,220

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|---|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。 |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| ③ たな卸資産 | |
| ・ 番組勘定 | 個別法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。 |
| ・ 貯蔵品 | 先入先出法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）は定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | |
| ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えて、期末自己都合要支給額を計上しております。 |

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…デリバティブ取引(為替予約取引等)
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
 - ・ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法 各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,473百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。
- ① 短期金銭債権 7百万円
 - ② 短期金銭債務 602百万円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ① 営業取引による取引高
 - 売上高 3百万円
 - 仕入高 5,801百万円
 - ② 営業取引以外の取引による取引高 225百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	926,400株	92株	一株	926,492株

(注) 自己株式の数の増加92株は、単元未満株式の買取りによるものです。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

番組勘定損金算入限度超過額	841百万円
減価償却費損金算入限度超過額	82
投資有価証券評価損	53
賞与引当金損金算入限度超過額	1
未払事業税	173
退職給付引当金	488
投資事業損失	5
貸倒引当金	64
資産除去債務	16
その他	89
繰延税金資産小計	1,816
評価性引当額	△478
繰延税金資産合計	1,338

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△239
為替予約	△325
繰延税金負債合計	△565
繰延税金資産の純額	773

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が108百万円、繰延税金負債が54百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が108百万円、繰延ヘッジ損益が29百万円、その他有価証券評価差額金が24百万円、それぞれ増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,304円87銭
(2) 1株当たり当期純利益 232円00銭

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年2月27日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることにより、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

A. 分割前の発行済株式総数（自己株式を含む）	14,422,200株
B. 今回の分割により増加する株式数	14,422,200株
C. 株式分割後の発行済株式総数	28,844,400株
D. 株式分割後の発行可能株式総数	114,000,000株

③ 分割の日程

A. 基準日公告日	平成27年3月13日（金）
B. 基準日	平成27年3月31日（火）
C. 効力発生日	平成27年4月1日（水）

8. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月12日

株式会社WOWOW
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社WOWOWの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月12日

株式会社WOWOW
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社WOWOWの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、平成27年2月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年4月1日付で株式分割を実施しました。

平成27年5月13日

株 式 会 社 W O W O W 監 査 役 会

監 査 役 山 内 文 博 ㊞
(常 勤)

監 査 役 草 間 高 志 ㊞

監 査 役 池 内 文 雄 ㊞

監 査 役 橘 高 明 ㊞

(注) 監査役草間高志、池内文雄及び橘高明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上